

山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、造血幹細胞移植（造血機能障害を伴う疾病その他の疾病であって、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成25年厚生労働省令第138号）第1条各号に定めるものの治療を目的として造血幹細胞を人に移植することをいう。以下同じ。）を受けた患者を感染症から守るとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るため、市町村長がその区域内に居住する当該患者の予防接種費用を助成する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、山梨県内の市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、補助事業者が行う、次の各号の全てに該当する者（以下「助成対象者」という。）の予防接種費用を助成する事業とする。

- 一 造血幹細胞移植の医療を受けた者
- 二 国内の医療機関で受ける造血幹細胞移植後の医療において、予防接種を行うことが必要であると医師が認めて当該予防接種を受けた者
- 三 前号の予防接種を受けた日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により補助事業者が備える住民基本台帳に記録されている者
- 四 助成を受けようとする予防接種費用について、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の定期の予防接種として居住する市町村によりその一部又は全部が負担され、又は他の制度による助成等を受けていない者
- 五 予防接種を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに助成の申請があった者

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が別表第1欄に掲げる対象疾病に応じ、それぞれ同表第2欄に定める種類のワクチンを使用した予防接種にかかる費用を助成対象者のために助成した額とし、補助対象経費の上限額及び上限回数は、同表第3欄及び第4欄に定めるところによる。この場合において、抗体検査にかかる費用、医師が発行する文書の発行料等及び入院若しくは通院に要する費用は、補助対象経費としない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の予防接種に用いられるワクチンにつき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は第15項の規定により承認された用法及び用量に関する事項の接種対象者に該当しないものが受けた予防接種の費用は、補助対象経費としない。ただし、当該予

防接種の対象疾病が予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の9の表の上欄に掲げる疾病に該当する場合であって、これに対応する同表下欄に掲げる年齢（以下この項において「長期療養特例上限年齢」という。）が、本文に規定する接種対象者の年齢を超えるときは、助成対象者が長期療養特例上限年齢に達するまでの間、当該予防接種を補助対象経費に算定する。

（補助金の交付の額）

第5条 この補助金の交付の額は、前条の規定による補助対象経費の合計額から、寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）を補助事業者へ送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、第2号様式中2の各号に掲げる事項その他必要な事項を条件として付するものとする。

（補助事業の変更・中止・廃止）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定により交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来さない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、事業の遂行状況に関し知事から報告の求めがあったときは、事業遂行状況報告書（第5号様式）を作成し、知事に報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は第7条第1項の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、額の確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払いとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。この場合において、第4条の規定による補助対象経費の算定は、この要綱の適用の日（令和6年4月1日）以後に受けた予防接種に対し適用する。
- 2 この要綱の適用の日（令和6年4月1日）から起算して1年を経過する日までの間に受けた第3条第2号に該当する予防接種については、同条第5号中「1年」とあるのは、「2年」とする。

別表

対象疾病	ワクチンの種類	接種1回あたり補助上限額	1人あたり補助上限接種回数
1 ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、Hib感染症	1-1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）	4,600 円	3回（1-1 から 1-5 までのワクチンの中から1つを選び、又は複数を組み合わせて、第1欄に掲げる5つの疾病それぞれに対する予防接種として3回分。）
	1-2 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）	13,500 円	
	1-3 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（5種混合ワクチン）	23,900 円	
	1-4 ポリオワクチン	8,900 円	
	1-5 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（ヒブワクチン）	10,400 円	
2 肺炎球菌感染症	2-1 沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン	10,900 円	3回（2-1 から 2-3 までのワクチンの組合せは医師の判断による。）
	2-2 沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン		
	2-3 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン		
	2-4 沈降 23 価肺炎球菌結合型ワクチン	9,100 円	1回
3 麻しん、風しん	3-1 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）	12,400 円	2回（第1欄に掲げる疾病のいずれかのみを対象とする場合に3-1以外のワクチンを使用。）
	3-2 乾燥弱毒生麻しんワクチン		
	3-3 乾燥弱毒生風しんワクチン		
4 水痘	4-1 乾燥弱毒生水痘ワクチン	8,600 円	2回
5 日本脳炎	5-1 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	7,100 円	3回
6 B型肝炎	6-1 組換え沈降B型肝炎ワクチン	5,200 円	3回
7 ヒトパピローマウイルス感染症	7-1 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	29,600 円	3回（女性に限る。7-1 から 7-3 までのワクチンの組合せは医師の判断による。）
	7-2 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン		
	7-3 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン		
8 インフルエンザ	8-1 インフルエンザ HA ワクチン	4,000 円	1回（ただし、13歳未満の者又は造血幹細胞移植後最初の冬前の時期にある者にあつては2回。）
9 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	9-1 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	7,100 円	2回

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付申請書

山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) 助成事業の実施に係る要綱等

第2号様式

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 号で申請のあった 年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来さない細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないときは、この限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておくこと。
- 3 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。この場合において、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて納付すべき加算金及び納期日までに補助金を返還しなかったときに納付すべき延滞金の額の算定の方法は、規則第 17 条に定めるとおりとする。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を変更したいので、山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 変更交付申請額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

3 添付書類

- (1) 所要額調書
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

第4号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）する年月日
年 月 日

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、本年度 月末時点における補助事業の遂行状況について報告します。

1 月末時点の助成額 金 円

2 本年度精算見込額 金 円

3 添付書類
所要額調書

第6号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 精算額調書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本

第7号様式

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金額の確定通知書

年度山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

交付確定額 金 円